

## 宦官エウトロピオスの行政改革

——ローマ帝国の東西分裂期における宦官権力の確立——

南 雲 泰 輔

【要約】一〇世紀半ばに編纂されたとされるビザンツの百科事典『スーダ』は、四世紀末の宦官エウトロピオスの時代に、宦官が階級として発展したことを伝えるが、先行研究中でこの箇所が精査されたことは皆無に近い。そこで本稿は、この『スーダ』の記述を手掛かりに、四世紀末のエウトロピオスの影響下に宦官がいかにして階級としての発展の契機を掴んだかという問題意識のもと、エウトロピオスが宦官として行なった行政改革の検討に基づき宦官権力の確立の実態を明らかにするとともに、研究史上の画期となったK. Hopkinsの宦官モデルに対する問題提起をも試みた。本稿での検討によって明らかになったのは次の三点である。

第一、宦官エウトロピオスは宮内長官として帝國東部宮廷における政策決定に深く関与したが、それはかつてギボンが軽侮した「ごく」とく宦官の私利私欲に基づくものではなかった。第二、宦官エウトロピオスは、道長官から官房長官へ権限移譲という改革を通じて、皇帝顧問会議の全体を自らの権力下に置き、帝國財政を一手に掌握した。このことは、宦官になりさえすれば帝國の莫大な富への接触機会が得られるということを広く世に知らしめた。第三、皇帝家の宦官利用の理由について、奴隸（宦官）所有の意味と当時の社会状況とを勘案するならば、Hopkinsの宦官モデルによつては説明されえない、エウトロピオス時代に固有の宦官増加の理由を説明することが出来る。

史林 九五巻二号 二〇一一年三月

はじめに——ビザンツ宦官の「祖型」エウトロピオス——

ビザンツ帝国の主要な歴史的特質といわれるもののうち、なかならず同時代の西欧世界と比して、その社会の特異性を

際立たせる特徴の一つが宦官の存在であることは周知の事実<sup>①</sup>に属するが、この宦官について、一〇世紀後半に編纂されたとみられるビザンツの百科事典『スーダ』の「宦官」の項目は次のごとく述べている。すなわち、「哲学者」エピクロスの言葉によつて精神を脆弱たらしめられた男（もしその者が男であることを我々が認めるならばだが）のごときものがあった。

〔中略〕若き皇帝テオドシウス（二世）は、宮内長官アンテオコスに對する怒りゆえに、宦官がパトリキウス（名譽顯官）となることを禁ずる命令を發した。そこで直ちに宮内長官アンテオコスは官職から降ろされ、「財産は」国庫に没収され、司祭たちのなかへと配置され〔司祭にされて〕、非難されつつ奉獻へと〔加わつた〕<sup>②</sup>。ここで言及されるアンテオコスはベルシア生まれの宦官で、テオドシウス二世の宮廷で宮内長官（*praepositus sacri cubiculi*）となり、『スーダ』の伝えるごとくパトリキウスの位をえていた人物であるが、その経歴はテオドシウス二世の父アルカディウス時代の宮廷において始まり、当時同じく宮内長官として同帝の信任をえていた宦官ヨアンネスのもとで、早くも侍従として政治や行政に容喙していたといわれる<sup>③</sup>。上記『スーダ』の伝えるアンテオコスの姿は、テオドシウス二世下で宦官が爵位として最高位のパトリキウスをえ、私有財産を蓄積し、さらには皇帝を憤激せしめるほどの立場を築くことができた事実を示しており、にもかかわらず当のテオドシウス二世が引き続き宦官クリュサフィオスを重用したことは、当該時期における宦官の存在の重要性をよく強調するものである<sup>④</sup>。しかしここで瞩目されるべきは、アンテオコスの経歴がアルカディウスの時代に始まっていることである。

アルカディウス治下の宦官として最もよく知られているのはエウトロピオス<sup>⑤</sup>で、その生年は不明であるがアルメニア系出自と推定されている。彼は奴隸として売られて幾人かの主人に仕えたのち、やがて奴隸身分から解放され、テオドシウス一世治下の三九五年には宮内長官となつて政敵ルフィヌスを追い落とし、三九八年にパトリキウスの位をえ、翌三九九年にはローマ帝国史上唯一にして初めて宦官でコンスルに就任したが、同年失脚し処刑された。彼は史家によつて長らくビザンツ宦官の典型とみなされ、その権力の大きさをゆえ彼の生きた時代は「エウトロピオス体制」の時代と呼ばれた。こ

のエウトロピオスについても『スーダ』に一項目が立てられ、彼に帰されるさまざまな悪行とその経歴とが略述されるとともに、「そのエウトロピオスの時代に宦官の階級は (το τῶν εὐνούχων ἑθνοῦς)、彼の重要性と権力とのゆえにかほどの多数にまで増加し拡大した結果、既に髭を蓄えている者たちの幾人かでさえ宦官になることを欲し、彼らはふぐりとともにその生命までも奪われた。」とあって、四世紀末の帝国東部宮廷における宦官の拡大発展、それに応じた宦官志願者の増加、そしておそらくや去勢手術の失敗による悲惨を伝えている。

ここにエウトロピオスの存在を契機として宦官階級の飛躍的な発展がみられたと記されている点は重要であって、先述のアンティオコスもこの時代にかく叢生せる宦官の一人であった。エウトロピオス以前の後期ローマ帝国において、皇帝側近として政治の実権を握った宦官にはコンスタンティウス二世治下のエウセビオスやユリアヌス治下のエウテリオスらが知られており、彼らがいずれも宮内長官として帝国東部宮廷における宦官の地位を漸次高めるに大小の貢献をなしたのであることは想像に難くない。しかるに、彼らでさえ未だイッルス級の元老院議員身分には列せられず、また『テオドシウス法典』所収の法律史料から、宮内長官は三八〇年代以降になって初めてこの最高位の身分(イッルストリス級)に達しえた事実が確認されることは、ともに上に引いた『スーダ』の記述の信憑性を高からしめ、もってエウトロピオスの時代こそ真にビザンツ宦官の歴史に決定的な一時期を画するものであったことを推知せしめる。エウトロピオス以前の宦官たちの活動の場が影の世界であったとすれば、彼の出現によって初めて宦官は政治の表舞台へと躍り出ることになったのである。「集団」や「種族」などとも解しうるギリシア語の「エトノス(ἔθνος)」を、ここであえて「階級」と訳す所以である。<sup>⑩</sup>

では、階級としての宦官が『スーダ』に伝わるごとくエウトロピオスの時代において大きな発展を遂げたのは果たしてなぜであろうか。本稿はこの疑問に対し、エウトロピオスが宦官として行なった政策の検討に基づき、一つの試論を提示すべく試みるものである。

※雑誌の略号は *L'année philologique* に従った。また A.H.M. Jones et al. *The Prosopography of the Later Roman Empire A.D. 260-395*, Vol.1, Cambridge, 1971 及び J. Matindale, *The Prosopography of the Later Roman Empire A.D. 395-527*, Vol.2, Cambridge, 1980 などで、*PLRE 1*, *PLRE 2* と略した。なお、角甲括弧内は筆者の補った部分。

- ① E. Jeffreys et al. eds. *The Oxford Handbook of Byzantine Studies*, Oxford, 2008. 8. J. Shepard ed., *The Cambridge History of the Byzantine Empire c. 500-1492*, Cambridge, 2008, 68-9. 和田廣「中世ビザンツ宮廷における宦官について」『社会文化史学』三三・一九九三年、一一一頁。和田廣「ビザンツ帝国論」『岩波講座世界歴史八』岩波書店、一九九八年、二九五―三二六頁。和田廣「史料が語るビザンツ世界」山川出版社、二〇〇六年、四三―七七頁。井上浩「『ビザンツ 文明の継承と変容』京都大学学術出版会、二〇〇九年、二〇七―八二頁。J. ヘルン(井上浩)監訳『ビザンツ 驚くべき中世帝国』白水社、二〇一〇年、二二―二三頁。但し宦官の存在自体は帝政後期以前から知られる。R. Syme, *Ammianus and the Historia Augusta*, Oxford, 1968, 73. 和田(二〇〇六年)四五頁。井上(二〇〇九年)一三三頁。
- ② A. Adler ed., *Soidae Lexicon*, Stuttgart, 1967, E 360, 4. § 簡所に「*εὐσεβ*」【スーダ】がマンティオロスに関する情報を六世紀のモネテス・プラトラス著『年代記』(Malalas, *Chron.* 14.15. Cf. *Ioannis Malalae Chronographia*, recensuit Ioannes Thurn, Berlin, 2000, 281. *The Chronicle of John Malalas*, trans. by E. Jeffreys et al., Melbourne, 1986, 197.) から「*εὐσεβ*」は区谷正昭の「*εὐσεβ*」の明かたである。 Cf. G. Greatrex & J. Bardill, Antiochos the Parapositus, *DOP* 50, 1996, 183. マンティオロス以後「宦官がハトリキナスと名乗るのは六世

紀のナルセスを待たねばならぬ」。 Cf. R. Guillard, *Tires et fonctions de l'empire byzantine*, London, 1976, VII, 147. Greatrex & Bardill (1996) 188. ハトリキナスについて簡略して「A. Pignatoli, *L'empire chrétien* (325-395), Paris, 2e éd., 1972, 346-7.

- ③ マンティオロスの経歴については *PLRE 2*, 101-2. 但し Greatrex & Bardill (1996) を参照。
- ④ S. Tougher, *The Eunuch in Byzantine History and Society*, London & New York, 2008, 40. 本書の「*εὐσεβ*」拙訳『立命館史学』三〇・二〇〇九年、五五―九頁を参照。
- ⑤ エウトロビオスの経歴については *PLRE 2*, 440-4.
- ⑥ ルフィヌスについては、拙稿「佞臣ルフィヌス」像の形成と継承」『西洋史学』二三四、二〇〇九年 a、八九―一〇七頁及び拙稿「オリエンツ管区総監ルキアノス処刑事件」『史林』九二―四、二〇〇九年 b、六七―九八頁。
- ⑦ E. キボン(朱幸田夏雄訳)『ローマ帝国衰亡史五』ちくま学芸文庫、一九九六年 c、一一二頁。また、ビザンツ宦官研究の碩学 R. Guillard はエウトロビオスに「かの有名な」との形容詞を頻察に付す (Cf. R. Guillard, *Recherches sur les institutions byzantines*, Tom. 1, Amsterdam, 1967, 177, 276, 335, 355)。他 *εὐσεβ* 増田義郎「世界史の中世宦官」三田村泰助『宦官』中公文庫、二〇〇三年、二四五頁。和田廣「宦官―資格不要の職業」『地中海研究所紀要 (WEB版)』二、二〇〇四年、八〇―一頁。和田(二〇〇六年)五〇―一頁。井上(二〇〇九年)一三三―一八頁。
- ⑧ J.H.E. Grees, *Claudian as an Historical Authority*, Cambridge, 1908, 112. J.B. Bury, *History of the Later Roman Empire*, Vol.1, London, 1923, 115. J.H.W.G. Liebeschuetz, *Barbarians and Bishops*, Oxford, 1991, 96-103. M. Kulikowski, *Rome's Gothic Wars*,

Cambridge, 2007, 167.

⑧ Adler (1967) 2 377f. 引用箇所は、7世紀のマンティオキアの  
 ハニス著『年代記』からの抜粋 (Cf. Adler (1967) app. cit. 2  
 377f.) に続く部分で、エウトロピオスの同時代人である4世紀のキ  
 ルニオスのエウナピオスの著作 (Eunap. Fr.65.7) に依拠したものと  
 らる (ほぼ同一の内容が Adler (1967) 2 897f. にもみられる)。Cf. R.  
 Blockley, *The Fragmentary Classicising Historians of the Later  
 Roman Empire*, Vol.2, Liverpool, 1983, 98-9. D. Buck, Eunapius,  
 Eutropius and the Suda, *RM* 135, 1992, 365-9. H. Scholten, *Der  
 Eunuch in Kaiserliche*, Stuttgart, 1995, 223. ヴリドは、4世紀の認識  
 が10世紀におおむねその基本受容をなしていることが重要であ  
 る。「スーズ」成立の時代背景については、P. Lemerle, *Le premier  
 humanisme byzantin*, Paris, 1971, 297-300.

⑩ 諸家の見解には多少の相違があるが、概ね、宮内長官は少なくとも  
 三八四年にはイッルスストリス級に列せられていたと考えられ、史料上  
 固有名として初見するのはエウトロピオスである。Cf. J. Dunlap,  
 The Office of the Grand Chamberlain in the Later Roman and  
 Byzantine Empires, A. Boak & J. Dunlap, *Two Studies in Later  
 Roman and Byzantine Empires*, London, 1924, 183-6, 193-8.  
 Guillard (1976) VII, 143-144. P. Guyot, *Eunuchen als Sklaven und  
 Freigelassene in der griechisch-römischen Antike*, Stuttgart, 1980.

## 第一章 問題の所在

中国史において「悪魔の化身」「人間の発明したこの不遜」<sup>①</sup>と呼ばれた宦官が、人をして嫌悪と敵意とを感じしめる存在であったことは洋の東西を問わず、かのE・ギボンも後期ローマ帝国時代の宦官を「不幸な存在」と断じ、その品性下

136-7. F. テンネフェルト (自前漢訳) 『初期ビザンツ社会』岩波  
 書店 一九八四年、七一頁。H. Wada, *Zum Eunuchenwesen in  
 Byzanz*, *Oriens* 30 & 31, 1995, 338. H. Wada, *Überlegungen zum  
 Eunuchenwesen am spätantiken und byzantinischen Kaiserhof*,  
*Byzantinische Archiv* 19, 2000, 396. 和田 (二〇〇四年) 七九頁。和田  
 (二〇〇六年) 五四頁。Tougher (2008) 41.

① 本稿で言う「エトノス」の訳語として「階級」は、後期ローマ帝  
 國の行政組織のなかで確固とした位置をえた利害や性質を同一にする  
 人びとの総体の意であり、かかるものとして宦官の「エトノス」を捉  
 えようことにより、のちのビザンツ帝国において、例えば9世紀の官職  
 表「クレイトロキオン」中で宦官の就任しうる官職が独立の一章を  
 もって記述されることを存在とみなすこと (例えば、井上 (二〇〇九  
 年) 二二〇-二四頁) への橋渡しとなすことを意図している。無論、  
 「階級」という用語に完璧な定義を与えることは、過去の学説史上の  
 議論に照らしても至難であることは確かであるが、その限りでは同時  
 に、問題喚起的な訳語たるべきことをも意図している。なお、  
 Blockley (1983) 99はエウナピオス断片中の εἶδος を tribe と訳すが、  
 「スーズ」のテンネン翻訳・註釈プロジェクト ([http://www.stoa.  
 org/sol/](http://www.stoa.org/sol/)) の A. Ring による当該箇所英訳 (最終更新二〇〇九年五  
 月四日) は dass となす。

劣なることを縷々述べている。<sup>③</sup>しかるに、この宦官に相對した近代の史家たちの態度は、叙述中に否定的言辭が散見されるにしても全体としては冷静であつて、それはJ. B. Bury、R. Guiliand、J. Dunlapら二〇世紀前半の宦官研究がその国制上の位置に関心を向けていたことが一因であらう。<sup>④</sup>かかる国制史的関心は以後の研究にも引き継がれているが、学説史上に新局面を開いた研究としてはやはり一九六三年のK. Hopkinsの論考「後期ローマ帝国の政治のなかの宦官」が最も重要である。<sup>⑤</sup>Hopkinsはこの論考において、冒頭「なぜ宦官か？それは第一に彼らが重要だからである」と述べ宦官研究の意義の自明なることを強調したのち、帝國東部社会においてなぜ宦官が大きな権力を持ったのかを説明すること、また帝政後期の社会的・政治的發展の文脈のなかに宦官を位置づけ、その社会的機能を分析することを試みた。その考察の要点は以下のごとくである。

すなわち、帝政後期には、ディオクレティアヌス治世の宮廷儀礼の導入とそれに伴う皇帝権の神聖化の結果、専制君主たる皇帝は隔離状態にあつた。宦官は、この孤立した皇帝と、皇帝が欲する情報を持つ人びととの、また皇帝の好意をえようとする人びとの間の媒介者として必要とされた。従つて宦官の権力は、皇帝と他の権力要素の間の緊張關係に依存するものであつたが、同時にそれは皇帝の直接的なパトロネジに依存してもいた。卑賤な出自、身体的欠損とそれが喚起するさまざまな感情、また一目でそれとわかる外見は、宦官をして貴族層に決して同化せしめず、皇帝との近い距離とその好意のみが、宦官の唯一確実な権力基盤だつた。そして、かく宦官が権力を掌握していたということは、逆説的ながら皇帝が効果的な支配者であり続けたということの証拠であり要因でもあつた。

以上のHopkinsの考察は、帝政後期における宦官抬頭の要因についてK・ウィットフォーゲルやN・エリアスらの社会学的手法を導入しつつなされた本格的分析であつて、以後全ての宦官研究の出発点となつたとみて大過なく、早くも一九八〇年にはP. Guyotが、Hopkins説を利用してつつ古代ギリシア・ローマ世界の宦官を扱つた堅実なプロソポグラフィ的研究を公刊している。<sup>⑥</sup>一九九〇年代になるとK. Ringroseがジェンダーの観点を持ち込んで宦官を「第三の性」と称し、<sup>⑦</sup>

これにやがて S. Tougher が応答して宦官研究は一気に活性化することになるが、その議論のなかでは Ringrose が、Hopkins の主張するごとく、宦官の媒介者としての役割を強調したことが焦点の一とされた。<sup>⑩</sup> また Tougher は、一九九九年に宦官を主題としたカンファレンスを開催し比較史的研究を試みたが、これも広くは Hopkins が上記論考中で中国史上の宦官を比較対象に挙げたことの延長線上に位置しよう。<sup>⑪</sup> そしてこのジェンダー史と比較史という二方向への進展に加え、宦官研究のもう一つの展開がエリアスのいう宮廷社会への関心の高まりのなかからもたらされている。<sup>⑫</sup> D. Schlinkert、H. Scholten、R. Smith、M. Detenhofer らによる研究がそれで、<sup>⑬</sup> 彼らによって宦官が政治的権力を行使する唯一の環境としての宮廷に注意が促されたことは重要である。しかしながら、彼らのいずれも宦官権力の基盤を皇帝との近接性とパトロネジとに求め、またそれを帝政後期の専制君主政という政体のありようと結び付けて理解していることは、<sup>⑭</sup> その底流にやはり Hopkins の学説が流れていることを察知せしめる。

かくて Hopkins 説の影響は深甚であるが、上記の研究の進展のなかでいくつかが修正もなされた。<sup>⑮</sup> 特に本稿の問題意識に照らして看過しえぬ修正点は、宦官興隆の画期について Hopkins のディオクレティアヌス治世説が退けられ、Tougher によって帝政後期を通じての漸次的発展が主張されたことである。<sup>⑯</sup> しかしながら、我が国でも和田廣氏と井上浩一氏の見解の相違点が端的に示すごとく、宦官はローマとビザンツの間の類似性と異質性を考えるうえで一つの基軸をなしているのであり、その限りでは Tougher によっていわば不明瞭化された宦官史上の画期に関する考察も、ローマからビザンツへとという変化の重大局面を捉えるためにはかえって必須と考えられる。

かかる観点からすれば、ディオクレティアヌス治世に宮廷儀礼との関連から宦官が重用され始めていたこと自体は、Tougher の修正にもかかわらず史料に徴して疑念の余地なしと思われるが、<sup>⑰</sup> 他方において宦官が発展してゆく画期がいつかという問題についてみるならば、近年の研究のなかでも Smith が宮廷における宦官の組織としての役割は四世紀のどの時点で決定的に高められたか不明だと述べていることから、<sup>⑱</sup> 今日まで本格的な分析がなされてきたわけではないこと

が知られる。しかしこの点に関して『スーダ』が四世紀末のエウトロピオス時代における宦官の増加を記し、その信憑性の低からざることは先にみたごとくであるが、にもかかわらず、この史料所言が当該時期の政治・行政・社会のありようなどとの関連から研究史上で特別の関心を引いたことは管見の限り僅少であつて、<sup>②</sup>あまつさえ近年においては画期そのものが問題とされないような研究状況にある以上、エウトロピオスの時代がなぜ画期となつたのかなどという疑問は発されるべくもない。本稿冒頭で触れた『スーダ』の記述が、宦官研究の著しい発展をみている今日においてもなお精査されていない理由の一つは、かかる研究状況に帰しうると考えられる。

従つて問題は、Smith が不明と述べたところの宦官史上の発展期の実態そのものであつて、これを本稿におけるより具体的な課題として換言するならば、当該時期の宮廷に重きをなしたエウトロピオスが宦官として何をなし、彼のなしたことがいかなる意味で宮廷における階級としての宦官発展の契機となつたのか、ということにならう。専制君主政国家たる後期ローマ帝国の主要特質の一つが宦官であり、その宦官が生きた世界が宮廷である以上、宮廷内で宦官が果たした役割の実際こそ問われるべきものであることは当然とも感ぜられようが、にもかかわらず Hopkins 以後の諸研究においては、彼が提示した宦官⇨媒介者モデルがあたかも当然の前提のごとくみなされ、かつ個々の宦官の具体相もまたこの社会学的な宦官モデルのなかに還元されてしまつたために、発展期にあつた宦官の具体的な姿も、そしてその内に含まれるであろう時代の転換の相貌も、かえつて捉えにくくなつていくように思われる。しかしながら、Hopkins のモデルにはエリアスのいう「準拋枠」としての価値があることは確かであつて、<sup>③</sup>このことを認めたくうえで、以下においてなされる上記の二つの考察課題の検討は、まずはローマ帝国の東西分裂期における宦官階級の確立の実態を明らかにすることを主眼とするが、同時にこの考察を踏まえ、前述した Hopkins の宦官モデルに対し幾許かの問題提起をも試みたい。

① 三田村(二〇〇三年)二四頁。

② E・ギボン(中野好夫訳)『ローマ帝国衰亡史』ちくま学芸文庫、

一九九六年a、一五九一六〇頁。かかるオリエンタリズム的言説に  
つは、Tougher (2008) 14-7.



社会のなかでの役割に着目していろいろ違いはある。 Cf. Ringrose (1996) 79 note 7. Tougher (2008) 50-1. 媒介者としての宦官の役割とらえては我々国でも多量『牧夫の謠曲』岩波書店 二〇一〇年 一七四—一八頁を注目せよ。

- ⑫ Tougher (2002). 比較的研究として他は、後述する宦官社会への関心も繋がらざるを得ず。 M. Detenhofer, Eunuchs, Women, and Imperial Courts. W. Scheidel ed., *Rome and China*, Oxford, 2009, 83-99.

- ⑬ エリアス (一九七八年)。N. エリアス (波田節夫ほか訳) 『宦官社会』法政大学出版局、一九八一年。

- ⑭ D. Schlinkert, Der Hofeunuch in der Spätantike, *Hermes* 122, 1994, 342-59. D. Schlinkert, Vom Haus zum Hof, *Klio* 78, 1996, 454-82. D. Schlinkert, *Ordo Senatorius und Nobilitas*, Stuttgart 1996, 237-84. Scholten (1995), H. Scholten, Der oberste Hofeunuch, A. Winterling hrsg., *Comitatus*, Berlin, 1998, 51-73. Smith (2007), R. Smith, *Measures of Difference*, *A/Ph* 132, 2011, 125-51. Detenhofer (2009).

- ⑮ 近時、大清水裕氏は今や「専制君主政」という言い方は完全に廃れてしまった (B. レミン (大清水裕訳) 『ディオタレティアヌスと四帝統治』白水社、二〇一〇年、一五二頁) と断じたが、かかる状況は、近年の研究者の関心が皇帝権の本質や政体の類型化よりも、社会や文化に多く向けられるようになったことの結果に過ぎず、従来からの国制史的な問題意識が意義を失ったわけではない。但し、「単に専制的宦官の統治組織よりして、事実君主を暴君と断定し得る」(原田慶吉)「厳格市民法に於ける羅馬家族法の研究 (一)」『国家学会雜

誌』四二—一、一九二八年、一九二五頁) などは当然で、専制君主政下にあっても皇帝権力が実際上無制限に行使されたわけではなかった。 Cf. C. Kelly, *Ruling the Later Roman Empire*, Cambridge MA & London, 2004, 186-231. 拙稿「ドナトゥス帝の意識のなかのローマ皇帝像」『西洋古代史研究』六、二〇〇六年、一九—三九頁。

- ⑯ Cf. Tougher (2008) 48-53.

- ⑰ Tougher (1999) 64. Tougher (2008) 51-3.

- ⑱ 中谷功治編『ミンホジヤム』にサンツ文明を考へる』『西洋史学』一三八、二〇一〇年、一二七—一三八頁。

- ⑲ B. de Gaffer, Palatins et eunuchs dans quelques documents hagiographiques, *AB* 75, 1957, 17-46. Cf. Hopkins (1978) 192. Al. Cameron, Eunuchs in the (Historia Augustae), *Latomus* 24, 1965, 157. Smith (2007) 206. C. Grey, *Slavery in the Late Roman World*, K. Bradley & P. Cartledge eds., *The Cambridge World History of Slavery*, Vol.1, Cambridge, 2011, 499.

- ⑳ Smith (2007) 206. 同、同、同の箇所を Smith は、宦内長官は四世後半はまでにはよく定着したとする。

- ㉑ この「スター」の記述に触れた数少ない研究は Tougher (2008) 65 と Smith (2007) 203 だが、前者は宦官のマイテンティエイの観点からのみ取り上げ、後者は「スター」の典拠であるエウナピオス断片 (Fr.65.7) から宦官志願者は「エウトロピオスのパトロネジをえること」を決心した」と述べるが、史料からはそのような情報は読み取れない。

- ㉒ エリアス (一九八一年) 一—五三頁。

## 第二章 宦官エウトロピオスの立法行為

本章ではまずエウトロピオスが宦官として何をなしたかについて考えたいが、これについて何より有名なのは皇帝アルカディオスの結婚に関する逸話であろう。アルカディオスは三九五年四月二十七日に「蛮族」出自の將軍パウトの娘エウドクシアと結婚した。ゾシモスの『新しい歴史』に従えば、当時東部宮廷を牛耳っていたオリエンヌ道長官（*praefectus praetorio Orientis*）ルフィヌスが一人娘をアルカディオスに嫁がせんと考えていたところ、彼の与り知らぬ間にエウトロピオスらの策謀によつてエウドクシアが先に皇妃の座に収まってしまったという。このエウドクシアは父パウト亡きのち首都の有力一族プロモトゥス家で養育されていたが、当家の先代フラウィウスは宮廷内でルフィヌスと暴力沙汰を起こしトラキアに左遷された人物であったから、アルカディオスの結婚は宮廷内の反ルフィヌス派による画策とみられ、「詐術や偽りの策が最もすぐれた値打とされる地位にいる御本人（ルフィヌス）が、見事にたばかられた」話の面白さとも相俟ち、ビザンツの代名詞たる「陰謀」の初期の例と称される。また、当時コーカサス地方からアルメニア、カッパドキアを経て北シリアまで侵入していたフン族に対し、三九八年春から夏にかけエウトロピオスが自ら出陣し麾下のローマ軍が勝利を挙げたことも、それによつて翌年のコンスル就任が結果されたことを思えば彼の経歴のなかで特殊の位置を占めている。<sup>⑦</sup>

かかるいくつかの挿話は宦官という存在の狡猾さや滑稽さを伝えて興味深いけれども、エウトロピオスが握った強大な権力について考えるにあたり前提として何よりも重要なことは、J.H.W.G. Liebeschuetz が述べたごとく、それが宮廷を中心とする中央集権的な文民官僚制の存在によつて初めて可能となったものであるということであつて、彼の就任していた宮内長官という官職も、皇帝の身辺の世話をはじめとする宮廷管理を基本的な職掌としていた。<sup>⑧</sup>つまり宮内長官は、帝國東部の官僚制の最上部に位置する宮廷を活動の中心としていたのであり、その権力行使も宮廷から発し官僚制を通じて

実現せしめられるべき性質のものであったことは疑いない。それゆえエウトロピオスの事績は、先述した「陰謀」あるいは対外政策においてというよりも、まずもって対内政策において顕著であったものと考えられ、事実以下にみるごとくエウトロピオスは自ら立法過程に関与し帝国東部宮廷の政策決定を左右していた。

アラリック王麾下のゴート族は三九五年と三九七年の二度にわたってバルカン半島西部に侵入を試み、そのたびに帝国西部の武官ステイリコが軍隊を率い帝国東部に向かったが、いずれの場合もアルカディウスの布告により西へ引き返すよう命ぜられた<sup>⑩</sup>。この出来事についてエウトロピオスが関係するのは三九七年の布告で、ゾシモスが「そこで彼〔エウトロピオス〕は、当座は元老院を召集するよう、また公的な布告により〔*Καὶὸ βουλευτῶν*〕、その者〔ステイリコ〕を帝国の敵対者〔*Ἕχθρὸς τοῦ βασιλέως*〕と呼ぶよう、皇帝〔アルカディウス〕を説得した。」と伝えていることから、エウトロピオスが皇帝の名において出される布告の内容を左右するほどの強い影響力を持ち、従って帝国東部宮廷における政治的決定に深く関与した事実が知られる。

ところが、この僅か二年後の三九九年夏、エウトロピオスは自ら皇妃となしたエウドクシアとの不仲やその他の事情が重なって失脚し、庇護を求め聖ソフィア大聖堂に逃げ込むことになる。彼を匿った当時のコンスタンティノーブル総主教ヨハネス・クリュソストモスは、前年三九八年に当のエウトロピオスによつて総主教に抜擢された人物であつて、今や教会のなかで惨めに打ち震える宮内長官に慈悲を施し、もつて富〔*πλοῦτος*〕への戒めとなすべく、詰めかけた群衆を前に次のごとく説教した。「確かに常なることではありませんが、だがまことに今こそ言うに時機をえています、『空の空、空の空なるかな、すべて空なり』〔*Ἐκεῖν·ὁ·ὕψιστος*〕と。〔中略〕おお、皆さん、憎しみを抱いてはなりません。我々は十字架にかけられ、そして『彼らを赦したまえ、そのなすところを知らざればなり』〔*Λύετε·τὸν·ὄχλον·ὅτι·ὁ·υἱὸς·τοῦ·ἀνθρώπου·ὁὕτως·ἐρχεται·ἐκ·τοῦ·οὐρανόθεν·καὶ·ὁὕτως·ἐκ·τοῦ·οὐρανόθεν·ἐκ·τοῦ·οὐρανόθεν·ἐκ·τοῦ·οὐρανόθεν*〕と述べるかの人〔イエス・キリスト〕の僕なのです。しかしながら、と誰かがいいいます、彼は文書や種々の法律でもつて、ここ〔教会〕への駆け込みを遮断したのですぞ、と。しかしご覧なさい、彼は〔自らの〕行為を通じて学んだのです、まさに彼は〔それを〕行なつた、し

かも彼自身が最初に「自ら定めた」法律を破つたのですぞ、彼は「自分が」なしたことを通じて、世界中の見世物になったのです。<sup>⑭</sup>ここに聴衆から発されたのであろう批判として説教中に織り込まれた言葉から、教会への逃亡を禁じる法律をエウトロピオスが出したのであろうことが推知される。このクリュソストモスの説教は一応奏功し以後数か月間は静穏であつたらしいが、やがて彼はキプロス島へ流刑とされる。エウトロピオスの流刑を命じた『テオドシウス法典』第九卷第四〇章第一七法文では、彼の財産没収や官職剝奪、いわゆる記憶の抹消刑などが命じられるとともに、「彼の制定した法律は、全て無効とされねばならない」とあつて、ここには複数の法律がアルカディウスではなくエウトロピオスによつて定められたことが明瞭に記されている。

ところで、この第一七法文はエウトロピオスによる法律が全て無効とされたと伝えるが、H. Honoreによれば、実際にはエウトロピオスが宮内長官であつた三九六年春から三九九年夏までの間に発布された合計一〇一法文が『テオドシウス法典』及び『ユステイニアヌス法典』に収録されている。<sup>⑮</sup>これはHonoreによれば帝国東部におけるアルカディウス治世の一四四年間(三九五〜四〇八年)に発布された全法律の実に五分の三に相当する法文数であつて、先にみたごときエウトロピオスの立法過程への関与がいかに深いものであつたかを窺知せしめるとともに、かかる関与が実際にはいかなる政策として結果したかをも示すものである。かつてO. Seeckはこれらの法律を指して宦官の個人的利害の産物と難じ、<sup>⑯</sup>確かにルフィヌス処刑後の財産没収を定めた法律などにはかかる否定的解釈の余地が残されてもいようが、<sup>⑰</sup>その他の大部分の法律についてみれば、Honoreがそれらはエウトロピオスの決断力と行政手腕とを証言するもので、彼の行政方針は法律への従属をもつて帝国の利害を擁護することであつたと評し、またA. Cameronがエウトロピオスの立法行為は増大する教会と大土地所有者による中央行政の権力侵害を抑制するための立派な試みであつたと評したごとく、<sup>⑱</sup>単にエウトロピオスが私利を追求したとばかりは考えられない内容が含まれる。

例えば『テオドシウス法典』第一一卷第二四章所収の二法文は、農村におけるパトロキニウム(私的保護)を禁じると

ともに、かかる保護を求めて逃亡した者とそれに対して保護を与えた者がいれば、そのいずれについても罰金刑及び土地を含む財産の没収を定めるものであって、その主たる目的は当時地方社会において頻発した徴税逃れに対する対策とみてよいが、かつて E. Stein や S. Mazzarino、E. Demougeot らは、この政策についてエウトロピオスが全力を挙げて取り組んだところの「封建化への抵抗」という意義さえ与えていた。<sup>19)</sup>

また、先のクリュストモスの説教で指摘されたごとく、エウトロピオスは教会への逃亡を禁じたというが、これを『テオドシウス法典』第九卷第五章第三法文に照らし教会側の視点からみるならば、奴隸や都市参事会員らが教会へと逃げ込んできた場合における教会の庇護提供権の制限にほかならず、従ってエウトロピオスは、クリュストモスの説教のなかで聴衆から「教会のなかへと逃げ込んだのは、教会に対して絶えず敵対した者なのですぞ」<sup>20)</sup>などと難ぜられた。しかるに、かかる法律発布の根底には、先のパトロキニウムを禁じた二法文と同様、徴税を確実ならしめんとする財政的意図、さらにはこの財政的意図を実現するための社会構造の固定化への意図が存したと考えられ、この限りではエウトロピオスについて「社会主義者」ではなく、むしろ『国家主義者』である」と断じた Mazzarino の言にもお首肯しうる<sup>21)</sup>ところがあるわけである。<sup>22)</sup>

他方、エウトロピオスは、ルフィヌスにより失脚せしめられた元オリエンス道長官タティアノスの出身地属州リュキアの名誉回復を命ずる法律、<sup>23)</sup> 妻の財産保護に関する法律、<sup>24)</sup> ユダヤ人間の争訟に際して適用される法の選択に関する法律、<sup>25)</sup> 世物に際して劇場での座席使用に関する法律、<sup>26)</sup> 市壁・道路・橋梁・水道橋その他の公共建築物の新設・改修・整備に関する法律<sup>27)</sup>など種々の内容を含む法律を発布しているが、これらについては Cameron の言を借り「人道的な法律」と評することも不可能ではない。<sup>28)</sup> かかる諸法律に徴するならば、ギボンが軽侮したごとくエウトロピオスが無能な宦官でしかなかったと評することは明らかに妥当性を欠き、かえって Stein が指摘したように彼は行動力と政治的才覚とを具備した人物であったとみたとしても大過ないであろう。<sup>29)</sup>

このことは、「全ての古代文学作品のなかで最も残酷な弾劾詩」<sup>⑧</sup>たる帝国西部宮廷の詩人クラウディウス・クラウディウス著『エウトロピオス弾劾詩』においてさえ、エウトロピオスの政策について批判らしい批判は一切みられず、彼が当時の慣例からして宦官が就くとは考えられていなかった立場に就いたという点のみが批判されていること、換言すれば、クラウディウスによる批判においてはエウトロピオスが宦官であったというただ一点のみが問題とされているということからもよく裏付けられている。<sup>⑨</sup>

- ① エウトロピオスの事績について簡潔には、Scholten (1995) 226.
- ② エウトロピオについて *PLRE* 2, 410.
- ③ *Zos* 5.3.
- ④ *Zos* 4.51. フラウィウス・プロコパトスについては *PLRE* 1, 750-751.
- ⑤ E・キボン (中野好夫・朱牟田夏雄訳) 『ローマ帝国衰亡史四』ちくま学芸文庫、一九九六年b、四二五頁。
- ⑥ Al Cameron & J. Long, *Barbarians and Politics at the Court of Arcadius*, Berkeley, Los Angeles, Oxford, 1993, 6. 続くテオドシウス二世治下でも皇帝の婚姻をめぐる宦官による陰謀事件が起される。井上浩一『ビザンツ皇妃列伝』白水社、二〇〇九年、三七—四一頁を参照。またこれ以後、自ら積極的に政治に容喙する「テオドシウス朝の女性たち」が出現しはる。 Cf. K. Holm, *Theodosian Emperors*, Berkeley, Los Angeles, London, 1982. 足立広明「皇妃ヘルケニア」『歴史学研究』七〇四、一九九七年、二四—二六頁。F. Millar, *A Greek Roman Empire*, Berkeley, Los Angeles, London, 2006, 35-6. Smith (2007) 230.
- ⑦ Bury (1923) 126-7. Liebeschuetz (1991) 95, 99-100. Cameron & Long (1993) 7. E・マンブロン (木村伸義訳) 『フン族』法政大学出版局、一九九九年、三四頁。Ringrose (2003) 131-2. E. Wheeler, *The Army and the Lines in the East*, P. Erdkamp ed., *A Companion to the Roman Army*, Oxford, 2007, 256. C. Kelly, *The End of the Empire*, New York & London, 2009, 52-3. 但し、足立広明「古代末期地中海世界における人の移動と社会変容」『岩波講座世界歴史一九』岩波書店、一九九九年、二一—八頁は、エウトロピオス時代の対外政策は直接的軍事行動でなく外交交渉主体だったとする。確かにルフィウス以後、ゴート族の王テトラリクとの関係は交渉中心だが、(Cf. P. Heather, *The Goths*, Oxford, 1996, 143-4). 他方でエウトロピオスによる対フン族出征の当時の対外政策上の位置づけについては、足立氏の視点のみによつては明らかにならない。このエウトロピオスの出征により帝国東部は以後約四半世紀間、フン族による攻撃を免れたが (Cf. E. Demougeot, *De l'unité à la division de l'empire romain* 395-410, Paris, 1951, 190. Al. Cameron, *Clandian*, Oxford, 1970, 125. R. Blockley, *The Dynasty of Theodosius*, Av. Cameron & P. Garnsey eds., *The Cambridge Ancient History*, Vol.13, Cambridge, 1998, 116.)、トラキヤに関しては四〇八年にテナウ川を渡ったサルディン王麾下のフン族により攻撃を受けた。以下を参照。マンブロン (一九九九年) 三四—三五頁。K・エムンジャー & I・レバディンズキー (新保良明訳)

「アッティラ大王とゴトン族」講談社、二〇一一年、三〇頁。

⑧ Liebeschuetz (1991) 93.

⑨ 但し帝国東部の宮内長官については、当時の官職表「東西文武百官官位録」の該当項目 (O. Seeck ed. *Notitia Dignitatum*, Frankfurt am Main, 1876, 30) に於て、カッパドキヤ方面帝室領 (domus divina per Cappadociam) の管理とていう以外に職務の具体的記述はなく、また「パネキニオン法典」所収の宮内長官関連条文 (C77.6.81. (四)三三一年一月六日、コンスタンティノープル市長官フロロニキオス宛) から、エウトロピオス時代の職掌を正確に知ることは困難である。 Cf. Dunlap (1924) 199-202. カッパドキヤ方面帝室領の歴史一般については、S. Métrier. *La Cappadoce (Ive-Vie siècle)*, Paris, 2005, 129-70. 但し、本稿第三章註一四及び註一五を参照。

⑩ 尾朝雄『永遠のローマ』講談社学術文庫、一九九一年、五五頁。

⑪ Zos.5.11.1. Cf. Cameron (1970) 58-9, 149, 176, 230-1.

⑫ エウトロピオスがクリュメントスを抜擢したことは、四一五世紀のパッラマイオス著『ヨハネス・クリュメントモスの生涯についての対話』が伝える (Pal. *Dial.*53-65. Cf. R. Meyer. *Palladius, Dialogue on the Life of St. John Chrysostom*, New York & Mahwah, 1985, 36. A.-M. Mahngrey & P. Leclercq. *Palladius, Dialogue sur la vie de Jean Chrysostome*, Tom.1, Paris, 1988, 112-5.)。その記述の信頼性については、D. Baur. *John Chrysostom and His Time*, Vol. 2, Maryland, 1960, 7をMeyer (1985) 6-7を参照。総主教就任の年については三九七年説と三九八年説があるが、後者が有力。 Cf. J. Kelly, *Golden Month*, New York, 1995, 106. 但し、近年では、J. H. W. G. Liebeschuetz, *Ambrose and John Chrysostom*, Oxford, 2011, 224-23三九七年説を採用。抜擢の動機については諸説あるが、やはりあたり Kelly (1995) 105の整理を参照。ナリトントモスの生涯や作品について

については、D. Baur. *John Chrysostom, The Catholic Encyclopedia*, Vol. 8, New York, 1910, 452-7. 谷隆一郎『ナリトントモス』上智大学中世思想研究所編『教育思想史Ⅱ』東洋館出版社、一九八四年、二〇五—一七頁。 W. Mayer & P. Allen. *John Chrysostom*, London & New York, 2000, 3-52. 武藤慎一『聖書解釈としての詩歌と修辭』教文館二〇〇四年、二二—三三頁。

⑬ J.-P. Migne ed. *Patrologiae Graecae*, Tom.52, 1862, 391-6. (引用箇所は PG 52, 394.) 本史料の仏訳は M. Sommer. *St. Jean Chrysostome, Homélie en faveur d'Europe*, Paris, 1858. 英訳は Meyer & Allen (2000) 132-9. Cf. D. Attwater. *St. John Chrysostom*, London, 1959, 97-9. Baur (1960) 104-28. ア・ブロン(家人敏光訳)『教父大4』エンデルブ書房、一九七二年、二〇〇頁。 Liebeschuetz (1991) 105, 190. Kelly (1995) 147-50. Ringrose (2003) 90, 236 note 12. 訳中の聖書からの引用は『舊新約聖書文語訳』日本聖書協会一九九五年に拠り、一部表記を改めた。また、このクリュメントモスのエウトロピオスに対する態度を捉えて井上(二〇〇九年)二三—三八頁は、「宦官に否定的な古代ギリシア・ローマ文明と好意的なキリスト教とを対比するが(中谷(二〇一〇年)一三三—八頁も参照)、四・五世紀にも宦官に対する否定的なキリスト教教父は複数存在しており、直ぐに一般化することは困難である」。 Cf. Hopkins (1978) 195. Guyot (1980) 170-3. Ringrose (1999) 129-30. G. Sideris, 'Eunuchs of Light', *Tougher* (2002) 161. *Tougher* (2005) 62-3. 和田(二〇〇六年)五二—三頁。 K. Harper. *Slavery in the Late Roman World AD 275-425*, Cambridge, 2011, 338-9. など。ナリトントモスの生涯や一編「パネキニオン」の名を表題に含めた説教が伝わるが (PG 52, 395-415)。実際にはエウトロピオスではなく別人を対象にしたものであるため (Cf. G. Albert. *Galen in Konstantinopel*, München, Wien, Zürich,

1984, 152 note 5. Al Cameron, *A Misidentified Homily of Chrysostom, Nottingham Medieval Studies* 32, 1988, 34-48. Kelly (1995) 149, 154-6. Liebeschuetz (2011) 225 note 11.) 『本誌』54巻4号5。

- ⑭ CTh.9.40.17. (三九九九年八月一七日、オリエンヌ道長官アウレリアヌス宛)。 Cf. J. Matthews, *The Roman Empire of Ammianus*, Ann Arbor, 2007, 274. 訳文は和田(二〇〇六年) 五一一頁より一部表記を改む引用。本論文の発布日については一月一七日説は採らな。 Cf. C. Pharr, *The Theodosian Code and Novels and the Synchronic Constitutions*, Princeton, 1952, 258 note 29. Liebeschuetz (1991) 104 note 5, など。当時、理論上ではあるが帝国東西の一方の官廷で発布された法律は他方の送付されずなりなかつた。( Cf. H. Jolowicz, *Historical Introduction to the Study of Roman Law*, 2nd ed., Cambridge, 1952, 437-8.) 『この法律がまたマシエンの帝国西部官廷に届いたことは、このことがトラウヂマンヌスの『エウトロピオス弾劾譚』(Claud. *In Eutrop.* 2.Pr.19.) から推測される。 Cf. Cameron (1970) 144-9. M. Dewar, *The Fall of Eutropius*, *CQ* 40, 1990, 582-4. 但し、東西帝国間の法律送付の実態は確言し難いであろう。 Cf. E. Stein, *Histoire du bas-empire*, Tom.1, Paris, 1968, 287.
- ⑮ T. Honoré, *Law in the Crisis of Empire, 379-455 AD*, Oxford, 1998, 77-96. 年毎の内訳は三九六年に四八法文、三九七年に三三法文、三九八年に二〇法文、三九九年に一〇法文(エウトロピオス失脚後に発布された一〇法文を除く)。皇帝名は必ずしもアルカディウスとホノリウスである(但し、これらには Honoré が内容の重複する法文や同一日に発布された複数の法文について含まれて一つの法文とみなし計算している場合が含まれ、該当法文を全て別法文として考える場合計一一〇法文となる)。また、『この箇所の初出論文 T. Honoré,

*Eutropius' Lawyer* (396-9) and Other Questions of Arcadius (394-408), *ZSS* 112, 1995, 172-94. 『前掲』の法文数と数え方が異なることは、『本誌』54巻 Honoré (1998) 『まじり余計な』(従)。また、『一〇』法文についてはエウトロピオスの関与した法律のみが選択的に除外され、それ以外のものだけが残存したという可能性も、管見の限り研究上で指摘されたことはないが、理論上は考えられる。しかしこれは『チオドシウス法典』の編纂過程に関わる問題とあつて、現在の研究状況では、たとえ発布された法文全体のうちどれくらいの割合が『チオドシウス法典』に収録されてくるか、またその編纂が体系的になされたか否かについて見解の一致をみづかなく以上、確言し難い。以上の Matthews と Sirks の見解を対照する。 Cf. J. Harries & I. Wood eds, *The Theodosian Code*, 2nd ed., London, 2010, vii-x, 17-67. J. Matthews, *Laying Down the Law*, New Haven & London, 2000. A. Sirks, *The Theodosian Code*, Friedrichsdorf, 2007.

- ⑯ O. Seeck, *Arkadios*, *RE* 2, 1895, 1141-2. Cf. Honoré (1998) 82.
- ⑰ CTh.9.42.14. (三九六年十一月三日、オリエンヌ道長官カエサリヌス宛)。 Seeck 自身が例として挙げるのは以下の三法文である。 CTh. 10.10.21. (三九六年四月二四日、帝室財産管理総監ラウレンティウス宛) CTh.8.17.1. (三九六年五月九日、オリエンヌ道長官カエサリヌス宛) CTh.9.14.3. (三九七年九月四日、オリエンヌ道長官カエサリヌス宛)。他にも否定的な評価をわける法律として CTh.16.5.36. (三九九年七月六日、回) CTh.9.40.18. (三九九年七月二五日、回) など。 Cf. Honoré (1998) 82. 法律以外の史料からえられるエウトロピオスの政策に対する否定的評価は、 G. Dagron, *Naissance d'une capitale*, Paris, 1974, 500-1, Kelly (1995) 122.
- ⑱ Honoré (1998) 82-3. Cameron (1970) 129-30. T. Honoré, *Roman*

Law AD 200-400, S. Swain & M. Edwards eds, *Approaching Late Antiquity*, Oxford, 2004, 127.

- ⑩ CTh.11.24.4. (三九九九年三月一〇日、オリエンズ道長官エウテュキアノス宛)。CTh.11.24.5. (三九九九年五月二五日、同)。関連法文として CTh.13.7.1. (三九九九年三月一四日、同)。渡辺金一『ビザンツ社会経済史研究』岩波書店、一九六八年、二六二―四頁及び二八三―四頁註四九々、J.-U. Krause, *Splendide Patronsformen im Westen des Römischen Reiches*, München, 1987, 78を参照。『封建化への抵抗』に 15-14, Stein (1968), 233-4, S. Mazzarino, *Shihone*, Milano, 1990, 137-8, Demougeot (1951), 193を参照。近年では Honoré (1998), 83と Honoré (2004), 127が、上記Steinらの見解を踏襲する。これらの法律が發布された社会的背景については、P. ガーンジイ(松本宣郎・阪本浩訳)『古代ギリシア・ローマの飢饉と食糧供給』白水社、一九九八年、八二―八頁を参照。なお「農村のバトロキニウム」に關し我が國の最新の論文として、山下孝輔「後期ローマ帝國における農民逃亡と法形成」『西洋古代史研究』一一、二〇一一年、三九―六一頁。山下氏は、上記CTh.11.24.4-5から読み取ることであるエウトロピオス時代の政治の重要な特質として、国家利益の優先のみならず厳罰化傾向をより重視し、これを社会統制の強化ではなく官僚の操縦強化を企図したものと捉える。厳罰化傾向については、氏も記すごとく既に渡辺(一九六八年)二六三―四頁に同様の指摘があり新しいものではないが、その意図を官僚の管理と読み替える点は氏独自の観点といつてよく、エウトロピオスによる長大な謀叛禁止令(CTh.9.14.3.(三九七年九月四日、オリエンズ道長官エウテュキアノス宛)。Cf. D. Graves, *Consistorium Domini*, New York, 1973, 122, キホン(一九九六年c)一一八―二〇頁)の内容をも連想させるところがあつて興味深き。

⑪ Pg. 52, 393.

- ⑫ CTh.9.45.3. (三九八年七月二七日、オリエンズ道長官エウテュキアノス宛)。以下を参照。船田享二『ローマ法五』岩波書店、一九七二年(改版)三三三頁。弓削達『ローマ帝國の國家と社會』岩波書店、一九六四年、三五六―六七頁。A. Watson, *Roman Slave Law*, Baltimore & London, 1987, 128, 島創平『ローマの奴隸とアジュール』弓削達・伊藤貞夫編『ギリシアとローマ』河出書房新社、一九八八年、三九九頁。C. Tiersch, *Johannes Chrysostomus in Konstantinopel (398-404)*, Tübingen, 2000, 277-9, Honoré (2004), 127-8, Liebeschneiz (2011), 225, 無論、かかる意図は統治者側の希望であつて、必ずしもそれが実現したことを意味するのではない。ティンネフエルト(一九八四年) xviii頁を参照。なお、本法律の發布地はオリエンズ道ポントイカ管区屈州第一ガラティアの都市ムニヌス(Cf. R. Taibert ed., *Barrington Atlas of the Greek and Roman World*, Princeton, 2000, 86, C3)とみられており、エウトロピオスが対フン族出征中に發布したものと考えられる(アルカディウスは親征していなかつた)。
- ⑬ Mazzarino (1990) 137.
- ⑭ CTh.9.38.9. (三九六年八月三一日、オリエンズ道長官カエサリオス宛)。エウトロピオスは本法律によって、タティアノスを処罰し屈州リュキアに不名誉を被らせたルフイヌスとそれを撤回した自らを對比せんとした可能性がある。Cf. A. Andrews, *The In Euboeian of Claudius Claudianus*, Philadelphia, 1931, 16. なお、田中創『帝政後期における道長官の姿容』桜井万里子・師尾晶子編『古代地中海世界のダイナミズム』山川出版社、二〇一〇年、三七三―九頁は本法律を取り上げ、大略、帝國東部地方社会の側からみたオリエンズ道長官の仲介者としての役割、その宮廷における政策決定上の影響力の限界、

タティアノスの経歴が示す帝国東部の社会変容（恩恵付与を介した道長官と属州民の結合強化）の三点を論ずる。第一点目に關し、氏は前稿「古代末期における公的教師の社会的役割」『史学雑誌』一一七—一二〇〇八年、一五九—九〇頁とともに、主として四世紀の修辭學者リバナオスの書簡分析に基づき中央・地方間の関係の「対話的な性格」を強調するが（ユリアヌス期に帝国東部知識人が中央・地方間の仲介者としての役割を果たしていたとする小坂俊介「カルケドン裁判考」『歴史』一一六、二〇一一年、一一三〇頁、法律形成に際しての「下意上達」を重視する山下（二〇一一年）も田中氏の説に親和的であり、近年の一流行を形成する）、帝国宮廷による地方統制がしばしば離航したと同様、地方使節による宮廷への働きかけも常に円滑に奏功したわけではなからため（CE J.H.W.G. Liebeschütz, *Antioch, Oxford, 1972, 109*）、二者間の関係は「対話」ではなく「折衝」「交渉」とみる方が適切であろう（CE Kelly (2004) 225-31）。第二点目に關し、氏は「法の撤回」が皇帝によるものと考え、これによって道長官権力の限界を強調するが、かかる主張を証明するためには皇帝顧問会議（*consistorium*）での立法過程における皇帝の主導性の程度を明示するとともに、道長官自身の政策転換である可能性をも排除する必要があろう。この点に關連して、本稿第三章註二も参照。第三点目に關し、氏が適切に指摘するごとく、タティアノスの出世と軌を一にして、ウァレンティニアヌス朝以降に法學者重用の傾向が強まること自体は確かである（CE N. Lenski, *Future of Empire*, Berkeley, Los Angeles, London, 2002, 64-7）。なかゝ PLRE 1 及び PLRE 2 を用いて四・五世紀のオリエンヌス道長官の出身地を通過すると、若干数の不明・例外はあるが概ね、コンスタンティウス二世期は帝国東部出身者が多いのに対し、ユリアヌスからテオドシウス一世までは帝国西部出身者が多数を占め（但し皇帝の出身地と厳密な地縁的關係を持

つわけではない。拙稿（二〇〇九年b）を参照）、アルカディウス期には不明な場合が増えてゆく。かかる事実の経過に照らせば、タティアノスのごときテオドシウス一世治下において帝国東部出身者がオリエンヌス道長官まで到達した例はかえって珍しく、恩恵付与行為自体も後期ローマ帝国の高官のみに固有のものではないゆえ、氏の主張するごとく、タティアノスの経歴が直ちに帝政後期の東地中海世界における社会変容を反映するものとは俄かには確言し難い。

②④ CTh.9.42.15（三九六年八月三日、オリエンヌス道長官カエサリオス宛）。CTh.3.12.3（三九六年二月八日、オリエンヌス道長官エウテュキアノス宛）。CTh.9.14.3（三九七年九月四日、同）。CTh.4.21.1（三九九年一月六日、オリエンヌス道長官アウレリアノス宛）。CTh.5.1.5（同）。以下を参照。船田享二『ローマ法四』岩波書店、一九七一年（改版）、四八—五六頁。船田（一九七二年）三三三頁。Honore (1998) 88-9。林信夫『ローマ社会における嫁資制度の変遷過程』『西洋法制史学の現在』創文社、二〇〇六年、三三—五頁及び四八—五一頁。なお、最後の二法文の発布年について、林（二〇〇六年）一七頁及び四九頁は疑問符付きで三九六年とするが、本章では Plarr (1952) 82 note 4及び Cameron & Long (1993) 156-8に従って三九九年と考える。

②⑤ CTh.2.1.10（三九八年二月三日、オリエンヌス道長官エウテュキアノス宛）。本法文については、船田（一九七二年）三四七—八頁及び田中創『ローマ帝政後期の法と実践』『歴史学研究』八八五、二〇一一年、一四五—一六頁を参照。他にもユタヤ人関連の法律として、CTh. 16.8.10（三九六年二月二八日、ユタヤ人宛）。CTh.16.8.11（三九六年四月二四日、オリエンヌス管区総監クラウディアノス宛）。CTh.16.8.12（三九七年六月一七日、イリュリクム道長官アナトリオス宛）。CTh. 16.8.13（三九七年七月一日、オリエンヌス道長官カエサリオス宛）。

⑳ *CTH.15.13.1* (三九六年二月二五日または一月六日、コンスタンティノープル市長官クラウディアオス宛)。これに関連して、エウトロピオスは「マジンエマ (majama)」と呼ばれる東方起源の実態不詳な水崇 (Cf. Pharr (1952) 433 note 1.) を復活させたが、失脚後直ちに撤回されている。Cf. *CTH.15.6.1* (三九六年四月二五日、オリエンス道長官カエサリオス宛) 及び *CTH.15.6.2* (三九九年一月二日、オリエンス道長官アウレリアノス宛)。

㉑ *CTH.15.1.34* (三九六年三月二四日、オリエンス道長官カエサリオス宛)。 *CTH.15.1.35* (三九六年 (発布月日不明) 同)。 *CTH.15.1.36* (三九七年一月一日、オリエンス管区総監アステリオス宛)。 *CTH.15.1.38* (三九八年七月三日、オリエンス道長官エウテュキアノス宛)。 *CTH.15.1.39* (三九八年一月一日、コンスタンティノープル市総督セウエロス宛)。 *CTH.15.1.40* (三九八年二月二三日、オリエンス道長官エウテュキアノス宛)。

㉒ Cameron (1970) 128. 但し Cameron & Long (1993) 74 は「これら全てをエウトロピオスの個人的政策の直接的反映とみなすことには懐

重であるが、彼が果たした役割の大きさは疑っていない。 Cf. Cameron & Long (1993) 336. また「これらの政策がキリスト教の影響や社会的不安の結果であるかは慎重に判断される必要がある。林 (二〇〇六年) 六一—四頁を参照。

㉓ キボン (一九九六年 c) 一一—二頁。 Stein (1968) 233. エウテロピオスがかかる資質をどのように獲得したかは本稿第三章で後述。なお、当該時代における「個人的資質」の意義については、拙稿 (二〇〇九年 b)。

㉔ Cameron (1970) 126. J. Long, *Claudian's In Eutropium*, Chapel Hill & London, 1996, 107-46. Cf. Tougher (2005) 64-6.

㉕ クラウディアヌスは「エウトロピオスが宦官でありながら裁判官・將軍・コンスルに就任したこと、なかならずコンスルに就任したことを執拗に非難している。 Claud. In *Eutrop.* 1. 229-300, 346-70, 391-513; 2. Pr. 9-10; 2. 8-9, 24, 31-2, 72-83, 122-125. Cf. Cameron (1970) 132-3. Cameron & Long (1993) 108-9, Honoré (1998) 90.

### 第三章 宦官エウトロピオスの行政改革

前章では、宦官エウトロピオスが帝国行政に深く関与したこと、またそれが必ずしも彼の私利私欲にのみ由来するものではなかったことをみた。しかし、エウトロピオスが行なった諸政策は、テオドシウス一世時代における政策の継承という一面をも色濃く有しており、<sup>①</sup>従ってそのなかにテオドシウス一世ではなくエウトロピオスの時代に固有の宦官増加の理由を求めようとしても困難であるばかりでなく、そもそも先にみたごとく諸政策が、直接に宦官の画期的増加を惹起せしめた行政改革であったとみなすことも困難であろう。また、エウトロピオスが就任していた宮内長官という官職自体、前

章でも触れたごとく皇帝の周囲の宮廷管理を基本的な職掌としていたのであってみれば、宮廷内で立法行為に関与し政策を左右するといったごとき、行政上の中心的役割を担うべき官職では本来なかったはずである。それゆえ、帝国東部宮廷において宦官がどのように階級として発展の契機を掴んだかは、宮内長官エウトロピオスが、かくのごとき宮廷内での中心的立場を獲得するために、いかなる権限をどのように掌握していったかという問題を解明することによって初めて明らかにされると考えられる。

かかる問題を考えるにあたり、エウトロピオスの政策として法律史料によっては伝わっていないが、別の史料によって行政改革と呼びうるものが複数伝わっていることは注目に値する(但し、このことが前章で触れたCPL 94017によるエウトロピオスの法律の撤廃の結果であるか否かは確言し難い)。これについて研究史上では、道長官から官房長官 (*magister officiorum*) への権限委譲及びオリエンズ道長官職の分割の二点が指摘され、いずれもルフィヌス時代に異常に肥大化したオリエンズ道長官の権限抑制を企図したものと理解されてきた。但し後者の改革は、かつて「道長官共同統治体制」(*Präktorenverfassung / Collegiate Praefectures*)として後期ローマ帝国国制史上の重要な論点であったにもかかわらず、今日ではAl. CameronとJ. Longの簡潔明快な整理と批判とによってその存在を明確に否定されており、従って本稿での検討対象も前者の行政改革に限られるが、実はこの改革こそ以下にみるごとくエウトロピオスの権力拡大の、従って当該時代における宦官の画期的増加の鍵をなすものであった。

道長官から官房長官への権限委譲という改革については、六世紀の官僚ヨハネス・リユドスの『官僚について』がこれを記している。リユドスによれば、オリエンズ道長官ルフィヌスが帝国東部宮廷を牛耳っていた時代に、兵器工場 (*fabricae*) や公共輸送制度 (*cursus publicus*) の管轄権などが官房長官から道長官の掌中へと一時的に移った。<sup>④</sup> すなわち、「直ちに皇帝(アルカディウス)は、官房長官(*dux*)から武力に由来する権力を、次いではいわゆる兵器工場(あたかも武器製造所のごときものである)の部局を、また公共輸送制度も、またそれによっていわゆる官房長官の権限(*jurisdictionem*)を構

成したところの他の全ても剝奪した<sup>⑥</sup>」。リュドスは、この官房長官から道長官への権限剝奪が皇帝によって行なわれたと記すが、当時の政治状況からみてルフィヌスが主導したことは明らかであり、これによって彼の時代の道長官の権限は著しく肥大化した。しかしながら、リュドスはこの箇所が続いて、道長官は公共輸送制度の運営を維持することが困難であったので、W. Sinnigen によればおそらくルフィヌスの失脚後に、つまり前章での考察を踏まえるならば今度はエウトロピオスの主導によって、次のごとく命ずる法律が發布されたと述べる。すなわち、「道長官 (ὄραρχος) は確かに公共輸送制度の部局を保有すること。しかしながら今日では監督者 (πολύκις) と呼ばれている警察官吏 (ἐπιτηρηταίον) の長官は、道長官府の道長官の法廷に常に出席し、「これに」干渉し、いかなる動機のゆえに多くの人びとが官房長官 (ἀρχὴν) からいわゆる旅行許可証 (συνημάρτα) を手に入れ公共輸送制度「の利用」を享受するのか、精査すること。「中略」いわゆる官房長官 (ἀρχὴν) も公共輸送制度「の利用」のための旅行証明書に予め「確認のための自分の署名を」書き入れること<sup>⑥</sup>」。

この法律において重要なことは、公共輸送制度の名目的な管轄権が道長官になお残されたということではなく、その業務の中核をなす旅行許可証 (εvectiones = συνημάρτα) の発給権限がこの時に確実に官房長官に移されており、かつ旅行許可証の発給理由の審査については官房長官配下の警察官吏がこれを行なうとされたことである。A. Kolb によれば、後期ローマ帝国時代において公共輸送制度は、現物税以外の租税や国営工場からの産品(軍隊や宮廷で利用される兵器・衣服など)を輸送するために使用されたもので、宮廷に群れなす官僚たちのうち、この制度を用いて輸送を組織しえたのはただ帝国財政を司る国庫管理総監 (comes sacrarum largitionum) と帝室財産管理総監 (comes rerum privatarum) のみであったが、彼らは公用馬と荷馬車を使用するための旅行許可証を自ら発給することはできず、これを官房長官に求めねばならなかった<sup>⑦</sup>。つまり官房長官は帝国の財政業務上不可欠な手続きを担っていたわけであり、従ってエウトロピオスの改革によって官房長官が旅行許可証発給権限を再び手にしたことは、その財政上の影響力の復旧を意味するとみてよい。しかも当時の官房長官はホシウスという人物であるが、彼は元奴隸・元料理人でエウトロピオスの傀儡であったから、官房長官の

実権は事実上エウトロピオスが掌握していたと考えられる。また、前章でエウトロピオスの立法行為について触れたが、実際に法律を作成するのは法制長官 (*quaestor sacri palatii*) と呼ばれる官職の就任者であつて、当時の在職者の名は知られていないが、Honoreによればこの人物はほぼエウトロピオスの宮内長官在職期間全体を通じて活躍していたことが知られるので、彼の息がかかった人物であつたことに疑念の余地はない。

それゆえエウトロピオスは、皇帝顧問会議の主要構成員全体を自らの影響下に置いていたことになる。それは確かに一面においてかつての政敵ルフィヌスの政策に対する反動的措置の結果ではあつたが、より重要なことは、これによつて前例のない規模で宮内長官への権力の集中がもたらされたということである。エウトロピオスは、宮廷に入る以前にはプロレマイオスとアリンタイオス、宮廷に入ったのち宮内長官となる以前にはアブندانテイオスという計三名の主人に仕えたことがクラウディアヌスによつて伝えられているが、前者はおそらく属州における公共輸送制度の運用に携わっていた官僚であり、後二者は高位の武官であつた。エウトロピオスは彼らに近侍するなかで、前章・本章で触れたとき政策と権力掌握とを可能ならしめた鋭敏な政治的感覚を涵養することになつたのであろう。

加えて、『東西文武百官位録』で官房長官の管轄下にカッパドキア方面帝室領が置かれていたことも看過しえない。名馬の産地としても有名なこの帝室領は、A.H.M. Jonesによれば三九〇年から四一四年の間に帝室財産管理総監から宮内長官の下へ移管されたとされるが、この移管の年代についてより限定的な推定を提示したBuryやDunlap、Demougoutらに従えば、それは当時の宮内長官エウトロピオスによる改革であつた蓋然性が極めて高いのである。

かくて以上の行政改革の結果、宮内長官としてエウトロピオスは帝国東部の財政業務に関するあらゆる権限を帝室領の管理とともに一手に掌握することになつたのであり、それはHopkinsの述べるごとき皇帝との近接性のみを唯一の権力基盤とする宦官とは大分様相を異にしている。そして、かようにエウトロピオスが帝国東部の財政を掌握したことは、宦官となつて高位に進みさえすれば、帝国の莫大な富への接触機会をえられることを広く世に知らしめたものと推

測される。クリュンストモスやクラウディアヌスによってエウトロピオスの金銭欲が繰り返し批判されている事實は、かかる推測を強く裏付けるものであつて、『スーダ』が伝えることきエウトロピオス時代の宦官とその志願者の増加は、まさにこの点に因由すると考えられる。

折しも帝国東部では経済的格差が社会の全般的な質的变化として生じつつあつた時期であり、さまざまな人びとがより負担の少ない、あわよくばより特権的な社会的地位へと移動を試み、それは激しい社会流動となつて現出していた。かかる状況のなかで、生活に追い詰められた困窮者が、家族を捨て周囲から嘲弄を受け死の危険を冒してなお、一縷の望みをかけ宦官となることを選んだとしても、これを殊更奇異とするにはあたるまい。とりわけ宦官となるべきことを希望したと考えられるのは、奴隸身分にあつた人びとである。後期ローマ帝国は奴隸制社会とはいえぬまでも奴隸所有社会であつたことは確かであつて、地方の大農場では奴隸の境遇と類似する小作人(コロヌス)が広汎に利用されるようになっていたが、都市では家内奴隸がなお使役され続けた。しかも奴隸身分と自由身分とを隔てる法的区別は、当時においても彼らの社会的・経済的地位と結びつきつゝ厳存しており、エウトロピオス時代の宮廷宦官も通常は皇帝家の家内奴隸であつた。但し、この時期の奴隸について、前章でも触れた『テオドシウス法典』第九卷第四五章第三法文は、教会への逃亡を禁じられた者として奴隸・女奴隸を都市参事会員や所領管理人らとともに併記しており、ここから今や法的にはともかく實際生活においては奴隸と他の下層民とが区別し難くなりつつあつたこと、従つてかかる奴隸の地位の向上はこの時代の社会流動の重要な一角をなしていたことが窺知される。

この実際上の身分関係の動搖を背景として、もし奴隸たちが宦官への途を選び皇帝家の家内奴隸として宮廷に仕えたならば、彼らはその身分上望みうる最高の地位にまで到達する可能性の端緒を掴んだことになるのであつて、加えて僥倖に恵まれさえすれば、エウトロピオスやアンティオコスのごとく帝国の莫大な富を掌中に収めることも可能となつたのである。それは身分上の制約を補つて余りあるものであつたろう。もつとも A. Watson のいつごとく、いつの世も奴隸は自

由を希求する存在であったから、<sup>⑤</sup>やがて五世紀後半のレオン一世の時代には、去勢以前の身分を問わず宦官となることそれ自体によって自由身分を獲得することができるようになった。<sup>⑥</sup>しかしこのことさえ、エウトロピオスの改革によって惹起せしめられた四世紀末の宦官階級の発展と彼の時代が直面していた激しい社会流動なくしては起こりえなかったと考えられる。すなわち、エウトロピオスの行政改革とその権力拡大が示したことは、経済的格差の拡大する社会状況のなかで、奴隷をはじめとする貧者が自らの経済的環境を変えんと欲するとき、宦官となることは、まさにその捷徑たりうるということであった。かくてもたらされた宦官とその志願者の数的増加こそ、四世紀末における「階級」としての宦官の拡大発展の内実だったのである。

- ① Mazzarino (1990) 136<sup>14</sup>。エウトロピオスを「テオドシウス帝の政治の継承者」と呼ぶ。またエウトロピオスの宗教政策の評価について、Terssch (2000) 277-9を参照。
- ② Bury (1923) 115の論議が最も明快である。
- ③ Cameron & Long (1993) 7 note 15, 149-61。後へは Blockley (1998) 115以下、エウトロピオスの行政改革については道長官から官房長官への権限委譲のみが記されている。
- ④ Cf. Graves (1973) 135。
- ⑤ Joh. Lyd. *De Magg.* 2.10 (=3.40)。Cf. A. Bandy, *Iohannes Lydus: On Powers, or, The Magistrates of the Roman State*, Philadelphia, 1983, 98-101, 292。Jean le Lydien, *Des magistratures de l'état romain*, texte établi et traduit par J. Schamp, Tom.2, Paris, 2006, 14。但し公共輸送制度に関しては、この時に史上初めて官房長官への権限委譲が行われたと述べている。Cf. A. Boak, *The Master of the Offices in the Later Roman and Byzantine Empires*, Boak & Dunlap (1924) 74-80。W. Sinnigen, *Three Administrative Changes Ascribed to Constantius II*, *AJP* 83, 1962, 372-4。M. Claus, *Der Magister*
- Officiorum in der Spätantike* (4.-6. Jahrhundert), München, 1981, 52。本稿は、この時の権限委譲が帝国東部宮廷でのエウトロピオスの勢力拡大に資するにすぎない限りで重要視するのである。
- ⑥ Joh. Lyd. *De Magg.* 2.10 (=3.40)。Cf. Boak (1924) 78-9, Sinnigen (1962) 373, Graves (1973) 135, Claus (1981) 45-51, bes. 48-51。なお、同箇所のリュドスの記述によれば、この法律は『テオドシウス法典』の旧版には含まれていたが新版には含まれていないという。また、リュドスが道長官 (παράγοι) と官房長官 (ἀρχισ) を明確に区別して用いたことは、C. Tsipranis, *John Lydus on the Imperial Administration*, *Byzantion* 44, 1974, 494。
- ⑦ Claus (1981) 122。但し Boak (1924) 79<sup>15</sup>。旅行許可証の発給権限は道長官にありとす。
- ⑧ この点に関連して、帝国東部の属州における警察官吏による公共輸送制度の監督については、浦野聡「ローマ帝国東部におけるアンガレイア制度の発展と村落共同体」『史学雑誌』九七一一、一九八八年、一七八九—一八八頁及び浦野聡「後期ローマ帝国におけるアゲンテス・イン・レブス」『史潮』二九、一九九一年、四〇—五九頁。

⑥ A. Kolb, *Transport and Communication in the Roman State*. C. Adams & R. Laurence eds. *Travel and Geography in the Roman Empire*. London & New York, 2001, 102, 105 note 54.

⑦ Claud. *In Eutrop.* 2, 558-9. Cf. Claud. *In Eutrop.* 2, 345-53. Cf. Claus (1981) 50 note 124. ホンヌス  $\nu\omicron\upsilon\sigma\tau\omicron\upsilon\tau\tau\epsilon$  *PLRE* 1, 445. Claus (1981) 109, 161. R. Delmaire, *Les responsables des finances impériales au bas-empire romain* (*Yve-Vie s.*), Bruxelles, 1989, 141-2. なお、足立(一九九八年)二一六頁は、武官の動向のみに注目してエウトロピオス時代に「旧テオドロシウス系入派が一掃された」と断するが、ホシウスはテオドロシウス二世と同じスベイン出身で、帝に従って東方へ赴いている。それゆえ、武官以外の宮廷構成員にも目を向けるならば氏の指摘は正確ではな $\dot{\iota}$ 。

⑧ Honoré (1998) 77-8, 81-92.

⑨ 皇帝顧問会議は、一般に、法律発布・外国使節の饗応・重要な政策に関する議論・裁判を行なう場であり、皇帝のほか法制長官・官房長官・国庫管理総監・帝室財産管理総監の四名を通常の構成員としたとされる (Cf. Graves (1973) 30. C. Vogler, *Constance II et l'administration impériale*, Strasbourg, 1979, 219-20. A. Kazdan, *Consistorium*. A. Kazdan ed., *The Oxford Dictionary of Byzantium*, Vol. 1, Oxford, 1991, 496.)。但し、道長官や軍総司令長官 (magister militum) は、原則的には皇帝顧問会議の正規構成員ではなかったが、実際には重要な会議にはしばしば出席していたであろうと考えられている (Cf. Bury (1923) 23. C. Zakrzewski, *La politique theodosienne*, *Eos* 30, 1927, 341-2. C. Zakrzewski, *Le consistoire impérial au bas-empire*, *Eos* 31, 1928, 405-17. J. Crook, *Concilium Principis*, Cambridge, 1965, 96-103. Jones (1964) 333-41. W. Kunkel, *Consilium*, *Consistorium*, W. Kunkel *Kleine Schriften*, Weimar, 1974, 428-37. Stein (1968)

111-3. P. Weiss, *Consistorium und Comitatus Consistoriani*, Würzburg, 1975, 30-2. A. Demandt, *Die Spätantike*, München, 1989, 232. A. Jahn, *Der Prätorienpräfekt und kaiserliche Hof im 4. Jahrhundert n. Chr.*, Winterling (1998) 87. J. Harries, *Law and Empire in Late Antiquity*, Cambridge, 1999, 38. Smith (2007) 199-200.)。但し、G. ネストロフスキー(和田廣訳)『ザンツ帝国史』恒文社(二〇〇一年、六〇頁及び小坂(二〇〇一年)二八頁註

八四)は、道長官は皇帝顧問会議から排除されていたとする。国制上の観点からは道長官や軍総司令長官らが正規構成員でないという原則を重視せざるをえないことは確かであり、事実、エウトロピオス体制下の道長官(特にエウテュキアノス)が、エウトロピオス失脚後も再び道長官職に就任していることは、道長官と皇帝顧問会議の間に存した距離をよく推知せしめる。にもかかわらず、実際の政治的展開を考慮する場合、道長官が皇帝顧問会議に出席したとしよう可能性は過小に評価されるべきでなく(この可能性に対し Gutschfeld (1998) 87 note 88 は史料の根拠の不備を指摘するが、この点は彼が参照していない Zakrzewski (1928) が既に論じている)、それは本稿で問題となる宮内長官の場合も同様である。そもそも皇帝顧問会議は硬直した組織ではなく (Cf. Crook (1955) 102)、かゝ組織上の自律性を持たなかったから構成員もその時々々の政治状況によって多大な影響を受けたはずであり (Cf. Graves (1973) 270)、そのために皇帝が親征時コンスタンティノープル市を長期間不在にしたり年齢からみて明らかに職務不能であったりした東西分裂期のとき々特殊な状況下では、ルフィヌスやエウトロピオスとよった権力者の出現する余地がありえたものと考えられる (Cf. Claus (1981) 113 及び拙稿(二〇〇九年))。なお、筆者は、かかる皇帝顧問会議を中心に官僚や宦官が権勢を振るった東西分裂期の帝国東部に特有の政治のあり方を、「コンシストリウム政

- 始」と断つたことかきつゝなる。
- ⑩ Cf. Claud. *In Eutrop.* 158-77, 152-6, 478-81.
- ⑪ Jones (1964) 425-6. 但し Jones (1964) 567 では四〇〇年かいて宦官の管理下に移したとされ、次註に挙げる Bury や Dunlap 'Demougeot' の説に親和的である。各馬の産地たる「ユビウ」については Jones (1964) 768, M. Hendy, *Studies in the Byzantine Monetary Economy c.300-1450*, Cambridge, 1985, 54-5.
- ⑫ Bury (1923) 52 note 2, Dunlap (1924) 187-8, Demougeot (1951) 496 note 7. 但し Dagron (1974) 96注' Demougeot を註に挙げていてその發音をネオドシムス二世下の出来事と推定する。その理由は、おおよそ Demougeot の該証真本文の記述に牽引されたか、彼が現存の『官位録』の制作年代を四三〇年前後と考へてゐるためであらう。(Cf. Dagron (1974) 75, 96 note 7)。しかし後者の場合でも、最新の研究によれば『官位録』は元々ネオドシムス二世治下で原型が制作され、その後数次の改訂を経て四二五年から四一九年までの間に現存の形になつたと知られており (Cf. C. Faleiro, *La Notitia Dignitatum*, Madrid, 2005, 41-3)。『官位録』記載の全員の情報が四三〇年前後の状況しか反映してゐることを考へることは適切でなさう。関連して、Méhrier (2005) 143-7 注' R. Delmaire, *Largesses sacrées et res privata*, Rome, 1989, 222 ヌムペ' 『官位録』中に帝室財産管理総監の管轄下に於ける帝室領が複数形に於けるもの (Seeck (1876) 37, domus divinae) 'ネウ」は単数形で表現されるカッパドキア方面帝室領 (Seeck (1876) 30, domus divina per Cappadociam) も含まれると解釈し、カッパドキア方面帝室領が帝室財産管理総監と宮内長官の共同管理下にあつたとみならず、しかも、単に語の単数・複数のみからかゝ結論しうるか否かは確言し難う。
- ⑬ PG 52, 392, Claud. *In Eutrop.* 1196-228.
- ⑭ E. Patlagean, *Pauvreté économique et pauvreté sociale à Byzance, 4e-7e siècles*, Paris, 1977.
- ⑮ 拙稿 (二〇〇九年) を参照。A. H. M. Jones, *The Roman Economy*, Oxford, 1974, 418 によれば、帝政後期の社会流動は帝政前期のそれよりも大規模であった。
- ⑯ 後期ローマ帝國時代の宦官の出自は外國人が奴隷であった。Cf. Tougher (2008) 67-6.
- ⑰ Cf. CTh.5.19.2 = C/11.50.2. (三九六年三月三日) 三九七年一月九日の間、ネオニコネヌス。但し CTh.5.19.2 の本文は失われつつある。Cf. Pharr (1952) 117 note 4. Cf. M. Mirković, *The Later Roman Colonate and Freedom*, Philadelphia, 1997, 118.
- ⑱ 船田幸二「ローマの土著農夫制」『古史學』一七一一、一九七〇年、一〇頁。M. Finley, *Ancient Slavery and Modern Ideology*, London, 1980, 123-49, R. MacMullen, *Changes in the Roman Empire*, New Jersey, 1990, 236-49, K. Bradley, *Slavery and Society at Rome*, Cambridge 1994, 19-21, 149, S. Joshel, *Slavery in the Roman World*, Cambridge 2010, 74, Grey (2011) 485-6, L. Schumacher, *Slaves in Roman Society*, M. Peachin ed., *The Oxford Handbook of Social Relations in the Roman World*, Oxford, 2011, 590.
- ⑳ 臣削 (一九六四年) 三六二頁。P. Garnsey, *Roman Citizenship and Roman Law in the Late Empire*, Swain & Edwards (2004) 141-3, 林 (二〇〇六年) 六三一-四頁。Grey (2011) 489-92, Harper (2011) 356, 奴隸の身分的制約の例として、帝政後期におこなつた奴隸はたとへて犯罪の場合でも自らの主人を告発するものができなかったが (Cf. Watson (1987) 83) 'これはエウトロピオスの時代においてと同様であった (CTh.9.6.3 (三九七年一月八日、オリエンヌス道長官エウナチオヌス宛))。' 臣削 (一九六四年) 三九二頁及び四〇九頁も

参照。

②③ Cf. Claud. *In Eutroph.* 1.332. 但し、エウトロピオス自身はある時期に解放奴隷とされた。Cf. Claud. *In Eutroph.* 1.132. 奴隷身分からの解放にあたり宮廷入りが必要条件であるか否かは確言し難いが、帝政前期の宮廷宦官の多くは解放奴隷として自由身分をえていた。Cf. Dunlap (1924) 169-70. Guyot (1980) 125. 和田 (二〇〇六年) 四五—六頁。

②④ 本法律については、本稿第二章註二二及び弓削 (一九六四年) 二七四頁、Grey (2011) 490 note 34. Schumacher (2011) 580. 当時の奴隷と自由人の身分同化の傾向については、A・H・M・ジョーンズ (太

### お わ り に —— 皇帝家はなぜ宦官を必要としたか ——

以上、エウトロピオスの行政改革によつて宦官の権力が増大し、その結果として宦官階級が確立してゆく過程を跡づけてきたが、ここでその経緯を再び繰り返して紙幅を浪費することは避け、宮廷側の宦官利用の理由について最後に付言しておきたい。これについて Hopkins の宦官モデルは、宦官が宮廷内で果たすべき普遍的機能を明らかにしたが、帝国東部宮廷がなぜほかならぬエウトロピオス時代に宦官の数を増加せしめる必要があったのかという、エウトロピオス時代に固有の理由を説明してはくれないからである。

私見では、この問題を解く鍵は、第一に宦官を利用するということの単純だがより始原的な理由、第二にエウトロピオスの活躍したテオドシウス朝時代が新しい「首都」コンスタンティノープル市の行政的確立期であったこと、この二点が結びついたところに見出される。すなわち、一般にローマ社会において奴隷の所有は所有者の権力と社会的地位の表現であったが、特に宦官は高価で希少価値が高かったから、その所有は高官やエリートに限られた。その意味において、宦官の所有者として最も相応しい立場にあったのが、帝国のヒエラルキーの頂点に立つ皇帝家であることは縷言を要しまい。<sup>④</sup>

田秀通訳「古典古代世界における奴隷制」M・フィンレイ編(古代奴隷制研究会訳)『西洋古代の奴隷制』東京大学出版会、一九七〇年、二四—五頁。

②⑤ Cf. Tougher (2009) 36-53. Finley (1980) 149. Schumacher (2011) 598.

②⑥ Watson (1987) 23. Cf. Joshel (2010) 159-60.

②⑦ W. Buckland, *The Roman Law of Slavery*, Cambridge, 1908, 599. Jones (1964) 567. P. Weaver, *Funnish Caesars*, Cambridge, 1972, 7 note 1. MacMullen (1990) 248. 和田 (二〇〇四年) 七九—八〇頁。

従って、テオドシウス朝時代において帝国東部の宮廷が行政的中心として確立してゆく過程のなかで、皇帝家の側はローマ帝国に君臨する自らの富と地位とを顕示する指標として、従来以上に多数の宦官を必要としたものと考えられるのである。しかも、かく考えるならば同時に、宦官という存在をめぐるローマとビザンツの類似性と異質性とを一層明瞭に示すことも可能になると思われる。

すなわち、帝政前期において皇帝家が所有する奴隸・解放奴隸は、P. Weaverによれば宮廷内の業務及び行政上の役割のいずれかもしくは両方を担ったが、H. Mouritsenによれば、特に解放奴隸はローマ人にとり最も信頼に値する存在として重用された<sup>⑤</sup>。ローマ人によって解放奴隸がかくみなされることとなった要件についてMouritsenは、解放奴隸とそのパトロンとの間で結ばれた擬制的親子関係が要請する道徳的義務、パトロンの「創造物」たる解放奴隸の家族関係及び世襲財産の欠如とそれに因由するパトロンへの全面的依存、個人的不名誉のために「真の」政治家とはなりえないという支配者側にとつての好都合、の三点を挙げている。帝政前期の皇帝家は、かかる諸点を理由として解放奴隸を所有しかつ利用したわけであるが、ここで瞩目すべきは、Mouritsenも示唆しているように、これらの要件が、第一点目の擬制的親子関係及びその道徳的義務を別とすれば、Hopkinsが指摘した帝政後期における宦官の社会的・政治的諸特徴にほぼ合致しているということである<sup>⑥</sup>。本稿第一章で触れたごとく、帝政後期の宦官もまた、基本的に社会的紐帯を持たず、身体的欠損ゆえ貴族層とも同化しえぬ、従って皇帝家の対抗勢力となる恐れのない存在であった<sup>⑦</sup>。このことと、先述の皇帝家による奴隸・解放奴隸・宦官の顕示的所有という点とを考え合せるとき、帝政後期における宦官の利用が、帝政前期からの延長線上で理解可能なものであることは明らかであろう。

しかし他方において、帝政前期の奴隸・解放奴隸と帝政後期の宦官とでは明らかに異質と考えられる側面も存する。Mouritsenは、帝政前期において皇帝家の奴隸・解放奴隸はいかなる公的な権力も持っておらず、その影響力も帝国行政上公的に認められた「公けの」地位に対して与えられるべきものではなく、ただ皇帝との近接性を通じて獲得されたもの

であったとする。<sup>①</sup>つまり、帝政前期において奴隷・解放奴隷が行使した権力とは、制度に基礎づけられた権力ではなく、あくまでも皇帝との個人的接触に基盤を置く私的なものだったのである。この皇帝との近接性こそ権力基盤として重要であったとの学説は、Hopkinsも帝政後期の宦官について同様のことを述べていたが、本稿第三章で論じたごときエウトロピオスの事例に照らすならば、必ずしも皇帝の近接性のみが宦官の権力基盤というわけではなかったことには注意が必要であろう。何より帝政後期の宦官は、官位爵位を与えられて帝国の行政組織のなかに制度的に組み込まれていたのであって、その限りでは彼らの行使した権力は公的なものとみなして大過ない。それゆえ、元来は宮廷の管理という皇帝家の私的な領域のなかで労働していた宦官を、制度化された公的な存在として明瞭に提示しえたところに後期ローマ帝国の新しいさが、従って帝政前期との異質さがあるわけであるが、このことが四世紀末におけるコンスタンティノープル市の行政的確立と深く関連していることは疑いない。G. Dagronによれば、この帝国東部の新首都に置かれた宮廷が「あらゆるものの中心」となったのは、まさにエウトロピオスが活躍したテオドシウス一世とアルカディウスの治世であった。<sup>②</sup>かかる新首都における宮廷の物理的な整備拡大が、それに相応しい数の宦官を必要としたであろうことは想像に難くなく、間もなくエウトロピオスの行政改革とともに増加し始める宦官の受け皿は、これによって準備されたと考えてよいであろう。

無論、皇帝家の側が宦官を必要とした意図と、本稿で考察したごとき、宦官のいわば指定席である宮内長官をして帝国財政を掌握せしめ、もってその権力を拡大せしめたエウトロピオスの行政改革とは、必ずしも常に同一の方向を目指していたわけではなかったであろうが、しかし結果からみれば両者は期せずして符合し、『スーダ』の伝えるごとき宦官階級の確立をもたらす要因となったのであり、それはのちにビザンツ帝国における宦官の定着、そしてその影響力のさらなる増大へと繋がってゆくことになるのである。<sup>③</sup>

① Bradley (1994) 15, Jostel (2010) 9, 74.

② Buckland (1908) 8, Jones (1964) 852.

- ⑥ Cf. Finley (1980) 149. Mackullen (1990) 248. Harper (2011) 339-40.
- ⑦ Weaver (1972) 6-7.
- ⑧ H. Mouritsen, *The Freedman in the Roman World*. Cambridge, 2011, 98.
- ⑨ Mouritsen (2011) 98.
- ⑩ 本稿第一章及び和田（一九九三年）四頁。但し、Tougher (2008) 46, 187 note 132 は、宦官といえども完全に社会的に孤立した存在ではなかったという興味深い指摘を行なっている。
- ⑪ Mouritsen (2011) 94.
- ⑫ 本稿第一章を参照。
- ⑬ Smith (2007) 202. Tougher (2008) 36.
- ⑭ Dagron (1974) 92-7.
- ⑮ なお、近時、中谷功治氏は、専制君主や宦官を含む「ザンソ」の「オリエント的要素」の考察の必要性を指摘しているが（書評）「井上（二〇〇九年）『西洋史学』二三九、二〇一〇年、二五四―七頁」、残念ながら本稿において、かかる観点からの考察は現在の筆者の力では不可能であった。

【付記】本稿の作成にあたり、日本学術振興会科学研究費補助金（特別研究員奨励費）の支援を受けた。

（日本学術振興会特別研究員P.D）

# Eutropius and the Establishment of Eunuch Power in the Later Roman Empire

by

NAGUMO Taisuke

Historians have demonstrated that the eunuch is one of the most significant features of the Later Roman and Byzantine Empires. Ever since the British historian Keith Hopkins published his seminal 1963 paper on the social status and function of the eunuchs, many studies of eunuchs from a variety of perspectives have been conducted. These studies include analyses based on gender; comparisons with eunuchs in other empires such as ancient China; and, more recently, those on court society, inspired by the works of Norbert Elias. It is still unclear, however, when and how eunuchs decisively established their power in the Later Roman court in Constantinople.

In my opinion, this question can be answered by analyzing the actions of Eutropius as Grand Chamberlain (*braepositus sacri cubiculi*). Eutropius was the most notorious and powerful eunuch during the reign of Arcadius, and is now viewed as the archetypical Byzantine eunuch. According to the relevant entries in the *Suda*, the tenth-century Byzantine encyclopedia, eunuchs as a 'class' (ἔθνος) increased in number, owing to the importance and power of Eutropius. These entries in the *Suda*, resting on descriptions by the fourth-century historian Eunapius of Sardis (a contemporary of Eutropius), suggest that the age of Eutropius was the most significant epoch in the history of Later Roman and Byzantine eunuchs. Despite the importance of the eunuchs of this age, historians have not fully studied them.

In this paper, I examine the process of establishing eunuchs' power in the Later Roman Empire by considering the legislation and reforms enacted by Eutropius. My paper is intended to challenge one of the main elements of Hopkins' model of the eunuchs' power: his assertion that the political influence of the eunuchs in the Later Roman court depended upon their close relationships with the emperors and the resulting favors, or, in Hopkins' own words, 'the direct patronage of the emperor'. Through my investigations, I have arrived at three main conclusions.

First, Eutropius was deeply involved in the various political decisions at the eastern court of the Roman Empire, but largest part of these decisions, which took the form of imperial laws, was not actually rooted in Eutropius' self-interests. As Tony Honoré and Alan Cameron have already persuasively argued, Eutropius had attempted to restrain the increasing influences of the Christian Church and the landowners in order to defend the interests of the Roman state. Some scholars, such as Santo Mazzarino, have even described Eutropius' attitude as opposition to the 'feudalizing tendencies'.

Although this legislation shows the great extent of Eutropius' power, it did not directly establish the eunuchs' power. Therefore, I also focus on the reforms enacted by Eutropius in order to clarify their significance with regard to the empowerment of eunuchs as a 'class'. In regard to these reforms, John Lydus, the sixth-century bureaucrat, argued that in the age of Eutropius, some important powers, including the control of the arsenals (*fabricae*) and the public post (*cursus publicus*), were transferred from the Praetorian Prefect of the East (*praefectus praetorio Orientis*) to the Master of Office (*magister officiorum*). Eutropius also transferred control over the imperial estates of Cappadocia (*domus divina per Cappadociam*) from the Count of the Privy Purse (*comes rerum privatarum*) to his own position, the Grand Chamberlain. These reforms were crucial because they allowed Eutropius not only to dominate the consistorium but also to gain control of all imperial finances, without the imperial patronage that Hopkins argues was necessary. This led to a greater awareness that eunuchs could access imperial wealth and consequently might have affected the increase in their number.

Finally, I provide two possible reasons why emperors employed more eunuchs in the age of Eutropius. The first is the simple and most fundamental: status. Since the Early Roman Empire, possession of slaves and ex-slaves generally indicated power and high rank. Emperors were expected to own slaves, especially the most expensive slaves, who were eunuchs. This was also true in the Later Empire. The second reason is connected to the development of the new capital, Constantinople. As the imperial court in Constantinople developed, emperors used an increasing number of eunuchs to demonstrate their own position at the top of the imperial hierarchy. Emperors attempted to display their power and influence through this conspicuous possession of eunuchs. Thus, the emperors' motivations coincided with the reforms of Eutropius, and eunuchs' power was perhaps established as the *Suda* suggests.